

令和5年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年6月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所北館3階 災害対策本部室

開 会 令和5年6月23日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 山田 富士雄	○
5. 中野 浩光	○	6. 加藤 勲	○	7. 日下部 錠一	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 章	○	11. 後藤 章正	○	12. 水野 格廉	○
13. 山内 盛雄	○	14. 樋口 博	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 小崎 豊 (北部)	○	16. 渡邊 博史 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 國分 健太郎

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請 …… 1件

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請 …… 1件

議案第9号 農用地利用集積計画(農地利用集積計画一括方式) …… 3件

(2)報告案件について

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 3件

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 10件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。梅雨入りして寒暖差がかなり厳しくなっており、私も体調を若干崩しております

それではただいまより令和5年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番中野浩光委員と6番加藤勲委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第7号】 農地法第4条の規定による許可申請1件を議題といたします。なおこの案件は、小崎委員の関係する議案でございますので、小崎委員は退出をお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R5-1をご覧ください。

申請地は、_____番地で登記は畑、現況は雑種地で面積は_____m²です。転用目的は住宅建築です。申請者は議案書のとおりです。

申請者は、現在_____で家族と同居しています。この家は、集合住宅であり、今後次女が申請者夫婦の老後の世話をするため同居したいとの申し出があり、現在の住居では手狭であるとのこと。

自己所有している土地のうち、市街化区域内にある土地は、現在共同住宅などがあり、建築することができません。申請地は、平成20年に相続した土地で、市街化区域の近郊にあるため、既存集落内のやむを得ない農家住宅の要件に適した土地だと考えました。

申請地は、市街化区域から、500m以内の区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、農地区分の該当事項のオー（ア）-bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後藤章正委員 この案件の地元は後藤章正委員になりますが、議案書には始末書添付と書いてありますが、内容を細かく何の始末書かということをお教えいただきたいです。

事務局 現況が既に雑種地となっているため、農地法の手続きを怠ったという内容の始末書が添付されています。

後藤章正井員 現地を見せてもらいましたが、そうでしたら問題ありません。

会長 その他の委員さんはどうでしょうか。

山内委員 現在は、アパートに済んでいるということでしたが、前済んでいた自宅はどうなっているのでしょうか。

事務局 申請書の土地一覧では、申請者の土地にはなっていないです。

会長 他の委員さんはどうでしょうか。

伊藤委員 許可の関係のからみで500㎡にするために、_____㎡になっているのでしょうか。

事務局 登記の面接が_____㎡になっています。

会長 その他意見ありませんか。

この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

【議案第8号】 農地法第5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、番号R5-3をご覧ください。

申請地は、_____番地で登記が田、現況は畑で面積は_____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者が経営する自動車修理会社の駐車場所を確保するために、今回許可申請が出されました。申請者は、_____という名称の個人事業を行っており、以前は10台分の駐車場所を兄弟の経営する会社で確保してもらっていましたが、その会社が増車することになり、駐車場所を確保することができなくなりました。

近隣市街化区域で探したところ、すでに宅地駐車場として利用されており、適地が見つかりませんでした。本件申請地の所有者から承諾を得ることができたため、申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が、40%を超えている区域にある農地であり、農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は山内委員になりますが、

山内委員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

事務局 続きまして、【議案第9号】農用地利用集積計画（農地利用集積計画一括方式）3件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

議案書3ページ目をご覧ください。

申請番号R5-1についてです。こちらは、JA西春日井が地権者の_____さんと_____の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は_____番地、_____番地で面積が_____㎡、_____㎡の合計_____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

続いて申請番号R5-2についてです。こちら、JA西春日井が地権者の_____さんと_____の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は_____番地で面積が_____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

続いて申請番号R5-3についてです。こちら、JA西春日井が地権者の_____さんと_____の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地は_____番地で面積が_____㎡です。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

加藤委員 1と3の地元は加藤委員になりますが、
問題ありません。

会 長 2の案件は後藤章委員になりますが、
後藤章委員 問題ありません。

会 長 他に意見はありますか。
ないようですので、農業委員会としては、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

事務局 続きまして【報告第5号】及び【報告第6号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号R5-4、____、____、登記田、現況畑、面積が合計で____㎡です。
こちら、鈴木委員の案件となります。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-5、____、登記畑、現況宅地、面積が____㎡です。
こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊委員 問題ありませんが、もう人が住んでおります。備考欄に再転用とありますが、農地転用が前に出ていると思うんですけど、そのプロセスがよくわかりません。

事務局 区画整理の関係で、一度農地転用が出てるので、再転用という形で、また提出されているということになります。区画整理が行われたのが、ここではないですが、代替地ということになります。

渡邊委員 わかりました。

事務局 申請番号R5-6、____、登記現況ともに畑、面積が____㎡です。
こちら、小崎推進委員の案件となります。

小崎委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-16、____、登記畑、現況宅地、面積が____㎡です。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-17、____、登記田、現況宅地、面積が____㎡です。こちら清洲春日新橋西土地区画整理事業地内の案件となります。
こちら、小崎推進委員の案件となります。

小 崎 委 員 問題はありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 1 8、____、登記現況ともに田、面積が____m²です。こちら清洲春日新橋西土地区画整理事業地内の案件となります。
こちら、小崎推進委員の案件となります。

小 崎 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 1 9、____、登記畑、現況が雑種地、面積がm²です。
こちら、丹羽委員の案件となります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 2 0、____、登記畑現況が宅地、面積が____m²です。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 2 1、____、登記畑、現況が雑種地、面積が____m²です。こちらは清洲駅前土地区画整理事業地内の案件となります。
こちら、加藤委員の案件となります。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 2 2、____、登記が畑、現況が宅地、面積が____m²です。
こちら、鈴木委員の案件となります。

鈴 木 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 2 3、____、登記が畑、現況が宅地、面積が____m²です。
こちら、鈴木委員の案件となります。

鈴 木 委 員 問題ありません。
申請番号R 5 - 2 4、____、登記田、現況雑種地、面積が____m²です。こちらは再転用の案件となります。
こちら、日下部委員の案件となります。

日 下 部 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 2 5、____、登記田、現況雑種地、面積が____m²です。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 以上で報告を終わります。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

伊藤委員 R5-20と23なんですけど、それぞれ譲受人と譲渡人が入れ違いになっていますが、よくわからないのですがどうなっているのでしょうか。

事務局 それぞれ分割で所有していた土地を、集約するような申請になります。

伊藤委員 転用目的が住宅建築となっていますが。

事務局 目的としては住宅建築になっているのですが、目的としては土地を分けたいという登記権利を整理するための申請になると思われま。

伊藤委員 わかりました。

会長 その他ありますでしょうか。

事務局 ないようでしたら、報告事項は以上となります。

事務局から、先月法第3条の新規の就農の許可について、いろいろとご意見いただきましたが、まだ固まってないので、また来月にご相談させていただきたいと思っておりますので、その際はまたよろしく願いいたします。

あと何か思いついたこととかあれば、ご連絡いただければ反映したいなと思っておりますので、また今後とも願います。

会長 改訂版みたいなやつを、機会あるごとに出していただいて、皆さんに意見を聞くようにしてください。

伊藤委員 先月、農業活動記録のフォーマットを検討されるという話はどうなりましたか。

事務局 検討したのですが、皆さんの任期が9月末までになるので、今のタイミングでお渡しして混乱させてしまう恐れがあるのかなというふうに事務局で判断いたしまして、改選のタイミングで、ご提案をさせていただこうというふうに考えておりますので、よろしく願います。

渡邊委員 活動記録は、農業委員会活動記録セットの様式でしょ。あれを变えるということ。

事務局 活動記録の把握をしっかりとしたいので、委員の方がやりやすいように独自の様式を作る予定です。

渡邊委員 活動記録セットは全国的に販売しているものでしょ。清須市独自の者を作成してもいいのか。

事務局 愛知県に確認したところ、独自の様式を採用している市もあるとのこと

でしたので、それを参考に作成する予定です。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。

令和5年7月25日、火曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和5年度第3回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時30分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています